

奈良学芸大学

学 報

第 1 3 5 号

昭和 3 9 年 1 1 月 1 5 日

目 次

○ 関係法令 1

○ 学 内 規 程 2

○ 中間卒業証書授与式 2

○ 人 事 異 動 3

○ 昭和 3 9 年秋季全国火災予防運動の
実施について 3

○ 奈良地区レクリエーション軟式庭球
及びバドミントン大会の結果 4

○ 住 所 変 更 4

関 係 法 令

- 政 令
第 3 1 5 号 義務教育諸学校の教科用図書
の無償措置に関する法律施行令の一
部を改正する政令 (9. 29 官報)
- 文部省令
第 2 7 号 公立義務教育諸学校の学級編制及
び教職員定数の標準に関する法律施
行規則の一部を改正する省令
(9. 22 官報)

第 2 8 号 日本育英会が行なう貸与金回収業
務の方法に関する省令の一部を改正
する省令 (1 0. 1 官報)

○ 人事院規則

- 2 - 5 人事記録の一部を改正する規則
(9. 19 官報)
- 2 - 8 人事院の参与に関する規則
(9. 25 官報)
- 8 - 2 職員の任免の一部を改正する規則
(9. 19 官報)
- 1 0 - 2 勤務評定の一部を改正する規則
(9. 19 官報)
- 1 6 - 0 職員の災害補償の一部を改正する
規則 (9. 19 官報)

○ 告 示

第 1 5 5 号 技能教育のための施設を指定し
た件 (9. 30 官報)

学 内 規 程

このたび本学の永年勤続者表彰規則が次のよ
うに制定されました。

奈良学芸大学永年勤続者表彰規則

- 第 1 条 本学職員に対し学長が行なう永年勤続
者の表彰については、この規則の定めるところによる。
- 第 2 条 この規則の「職員」とは、常時勤務に
服する職員をいう。
- 第 3 条 表彰は、次の各号の一に該当する者
に対して行なう。
- 1 開学記念日において本学に 2 0 年以上勤
続し、かつ勤務成績が良好であるもの。
 - 2 国又は地方公共団体の教育又は、教育事

務に従事する国家公務員又は地方公務員
(以下「教育関係職員」という)として勤
続期間が30年以上で、うち本学に10年
以上在職し功勞のあった者が停年又は勸奨
により退職した場合。

- 2 被表彰者の決定にあたり必要と認めるときは、学長、付属図書館長、事務局長、学生部長及び付属学校長の協議により行なう。

第4条 表彰は、次の各号に掲げる日に学長が別紙様式による表彰状を授与することにより行なう。

- 1 前条第1項第1号に該当する者
開学記念日
- 2 前条第1項第2号に該当する者
退職の日

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

第5条 表彰は、一人の職員について一回とする。ただし第3条1項1号に該当して表彰された職員が同条同項2号に該当することとなった場合においてはこの限りでない。

第6条 期間の計算は、教育関係職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。ただし次に掲げる期間は、在職期間から除算する。

- 1 休職(公務上の負傷又は疾病及び兵役によるものを除く)期間(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く)の二分の一。
- 2 停職された期間
- 2 本学に包括された学校及びその前身学校に勤務した期間は、本学に勤務したものとする。

付 則

- 1 この規則は昭和39年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行前永年勤続者として表彰をう

けた職員は、この規則第3条1項1号による表彰をうけたものとして取扱う。

(別紙) 略

慶弔に関する内規及び運用方針を定める細則の一部改正について

このことについて昭和39年9月25日からそれぞれ下記のとおり一部改正されました。

記

- 内規第2条6号の次に下記の1号を加える。
7 職員が奈良学芸大学永年勤続者表彰規則により表彰を受けたときは、その都度委員会の決める金額
- 細則第2条3号(ロ)の次に下記の(ハ)を加える。

(ハ) 子の死亡のうち妊娠4カ月以上の死産を含むものとする。

中間卒業証書授与式

10月2日午前10時から学長室において、中間卒業証書授与式を行なった。

卒業生は次のとおり

以上7名

人 事 異 動

月 日	所 属	官(職)名	氏 名	発 令 事 項
10. 1	奈良女子大	助教授	矢野健治	講師(非常勤)に併任する。 任期は、昭和40年3月31日までとする。
	"	講師	丹羽 徂 昭	
	大阪学芸大	助教授	前田三郎	
	甲南大学	"	浜口博章	講師(非常勤)に採用する。 任期は、昭和40年3月31日までとする。
			大塩正治	
			川西善右衛門	
10. 15			中谷ミサオ	臨時用務員(付属八木農場)に採用する。任期は、昭和39年12月18日までとする。
10. 19	天理大学	助教授	橘重美	講師(非常勤)に採用する。 任期は、昭和40年3月31日までとする。
	奈良工業試験場	技師	石坂日出男	
10. 31		校医	石崎峻	辞職を承認する。
11. 1	奈良学芸大	助手	中牟田正幸	講師に昇任させる。
	大阪学芸大	助教授	近藤豊	講師(非常勤)に併任する。 任期は、昭和40年3月31日までとする。
			石崎文彦	校医(学芸学部)に採用する。 任期は、昭和40年3月31日までとする。

昭和39年秋季
全国火災予防運動の実施について

このことについて消防庁長官より下記のとおり通知があった旨文部事務次官から連絡がありました。

なお従来から火災防止については、万全の措置をとられるよう再三にわたり強く要望してまいりましたが、火災防止につとめることは、国の財産を保護することはもちろん、教育研究を遂行する上にもまことに重要なこととあります。

この際職員、学生、生徒その他施設の利用者に対し防火思想のいっそうの普及徹底をはかるとともに防火態勢を整備して、火災の根絶に最善の努力をされるようお願いいたします。

記

実施要項

1. 目的

消防法令の周知徹底と火災予防思想の普及向上を強力に推進することにより、出火の防止と、火災による人的、物的損害の減少を図り、国民の生命、身体及び財産を火

災から保護し、もって社会公共の福祉の増進と国民経済の安定向上に資する。

2. 実施期間

11月26日から12月2日まで7日間

3. 実施区域

全国一円

4. 実施重点事項

(1) 燃焼器具等による火災の防止

(2) 事業物等の火災の防止

イ 防火管理の再認識

ロ 消防用設備等の適正な維持管理

ハ 危険物施設の事故防止

奈良地区レクリエーション軟式庭球及びバドミントン大会の結果

去る9月9日春日野コートにおいて軟式庭球を、10月24日奈良女子大学においてバドミントンをそれぞれ実施されましたがその結果は下記のとおりでした。

記

○軟式庭球

男子団体戦

1 位 自衛隊

2 位 奈良療養所

3 位 本学

男子個人戦

1 位 奈良療養所

2 位 本学

(吉田善輔、小島義弘)

3 位 奈良療養所

女子個人戦

1 位 自衛隊

2 位 奈良療養所

3 位 本学

(池尾和子、高倉喜久子)

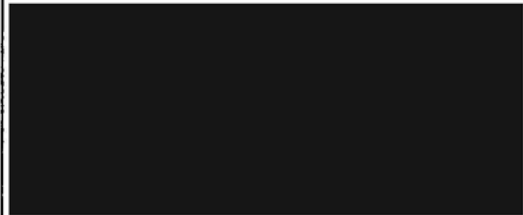
○バドミントン

1 位 国民年金課

2 位 本学

3 位 保険課

住所変更



奈良学芸大学学報 第135号

奈良市高畑町

奈良学芸大学庶務課